



# 対流

Heart to Heart

2016. 8



つくる人、はこぶ人、たべる人。農山漁村に住む人、都市に住む人。自分の居場所や立場を越えて人と人、人と自然のあらたなかかわりは顔の見える交流 (Face to Face) から心が響きあう対流 (Heart to Heart) へ。

2016年8月2日発行 特定非営利活動法人 有機農業認証協会  
〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1丁目23-19  
TEL: 06-6330-0823 FAX: 06-6330-0735  
MAIL: [yuukinin@apricot.ocn.ne.jp](mailto:yuukinin@apricot.ocn.ne.jp) HP: <http://yuukinin.org/>

## ■CONTENTS

1. 巻頭言
2. 事業・活動報告
3. お知らせ
4. 今後の予定
5. 新事務局員の紹介



## 1. 巻頭言

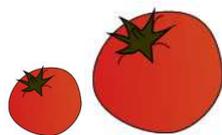
理事長 中塚 華奈

昨今の肥料の不正製造問題により、有機 JAS の不適合資材を使用して生産された有機農産物や、それらを原材料に使用して製造した有機加工食品の多くが「有機 JAS 不適合」であると発覚したことから、生産者をはじめ、加工業者や小売業者など多方面にわたり多大なる被害が生じました。当協会の認定事業者様のなかにも大変な思いをされたかたが少なからずおられ、なんともやるせない想いでいっぱいです。心よりお見舞い申し上げます。

農水省では一連の事件をうけて、平成 28 年 4 月に「有機農産物の JAS 規格 別表等資材の適合性判断基準及び手順書」(農林水産省食料産業局食品製造課)を改訂し、生産者や資材メーカー向けの資材が有機 JAS 適合であることを確認する手順書やチェックシートが追加されました。今後は、資材メーカー等にも有機農産物の JAS 規格・別表に適合する資材が満たすべき条件の、正確な理解を促し、有機農産物の信頼性を高めていくとのことです。

また、有機 JAS の検査認証のチェック項目となる「認定の技術的基準」も同年6月に改訂され、以下のような内容の項目が追加されました。「(六 認定生産行程管理者等の生産に係る施設)ほ場、栽培場又は採取場に、生産行程管理者の責に帰さない事由により使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときにあつては、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。」というものです。(下線は加筆)しかし、なにをもって「責に帰さない事由」になるのか、「微量」とはどの程度の量をさすのかは、定められていません。

また、ほ場、栽培場または採取場で「当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。」としておきながら、当該ほ場で生産された農産物については、「有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法」(平成 28 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1255 号)にて、「認定生産行程管理者等の責に帰さない事由により使用禁止資材がほ場、栽培場又は採取場に混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときは、当該使用禁止資材が混入した日から1年を経過した日以降に収穫された生産荷口については、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。」としています。



ほ場、栽培場または採取場で「使用禁止資材を使用していないものとみなす」のであれば、生産された農産物についても「1年を経過した日以降に収穫」という規定を設けず、ほ場、栽培場または採取場と同様の「使用していないものとみなす措置」＝（出荷可能）をとることも妥当ではないかと思うのです。有機 JAS の規格は、厳格な部分とファジーな部分が入り交じる複雑怪奇なところがあります。

有機農産物の肥培管理の原則である「当該ほ場で生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又はほ場やその周辺に生息、生育する生物の機能を活用すること」で、農地の生産力が維持増進できれば、外部資材の投入によるオーガニックリスクは発生しないわけですが、残念ながらそうはなっていないのが実情です。肥料取締法に基づき、各肥料メーカーが農林水産省や都道府県に肥料登録を行う時点で有機 JAS 規格を満たすのか否かの判断を行うこと、各資材メーカーのコンプライアンス体制が強化され、登録時と同様の製造方法が継続遂行されることが望まれます。

ードなどを加えたいということ、そして懸案の肥料等も農林物資として有機 JAS の対象にすることを検討したい、というちょっとしたサプライズ発言がありました。しかし後者については、「だれが認証するのか、認証を受けようという肥料メーカーはどれくらいあるのか、それよりも肥料取締法の中で有機 JAS 適合資材かどうかを判断するべきではないのか」との意見が会場からあり、それに賛同する声もいくつかあった（私も同意見です）ことから、今後どう進んでいくのかは不透明です。

そのほかには、海外との同等性協議は、韓国とは交渉が停滞しており、現在は台湾に対して交渉開始を申し入れていること、昨年、パソコンによる生産行程管理記録作成ソフトが無償で公開されましたが、この春にはそれがバージョンアップして、簡易な加工食品（切り干し大根など）にも対応できるようになったことなどの報告がありました。（岡田）

## ■ 2016 年度有機 JAS 登録認定 機関協議会総会（5月26日）

現在、全国に 60 近い有機 JAS 登録認定機関があり、相互研鑽、意見集約などを目的に二つの協議会があります。当協会はそのどちらにも所属しており、表記の有機 JAS 登録認定機関協議会の総会が神戸にて開催されました。前述の連絡会議の日の午前に行われた総会では、やはり肥料の適合性判断について、所轄する農林水産省や都道府県の監督不行き届きが原因であり、その解決が先決ではないかとする意見書を、協議会として提出することが確認されました。（岡田）



## ■ 日本有機食品認定連絡協議会第 17 回総会（6月24日）

そして、もう一方の日本有機食品認定連絡協議会の総会も開催されました。こちらの協議会では、有機酒類を農林物資に加えるべく、農林水産省や財務省に要望を出すとともに、啓発のためのリーフレットを作成すること、年間 4 回程度の学習会を実施することなどを確認しました。（岡田）



## 2. 事業・活動報告

### ■ 平成 28 年度有機食品等登録認定 機関連絡会議（5月26・27日）

農林水産省食料産業局食品製造課の主催による平成 28 年度有機食品等登録認定機関連絡会議が、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）神戸センター会議室において開催されました。この会議は毎年定例で、FAMIC 本部のある埼玉県さいたま市と神戸の 2 か所で開催されています。内容は、FAMIC による認定機関の年次監査結果の報告や、海外との同等性交渉の進捗状況、有機農業推進法の動向、JAS 規格や法令の改正などについての説明および質疑応答です。

今回のポイントは、すでに事業者の皆様にはお知らせしたところですが、①資材の適合性判断手順の見直し、②法令の改正の 2 点で、いずれも昨年発生した、原料を偽装した不適合肥料事案がその背景にあります。さらに「その他情報提供」ということで、有機行程規格班の長谷班長より、有機 JAS の対象に、現在の農林物資には含まれていない、有機酒類やフェアトレ

## ■ 理事会（6/13）

2016年度第2回の理事会が開催され、前回理事会からの活動・収支報告などについての話し合いが行われました。

## ■ 判定委員会（5/16、6/29、8/1）

新規検査4件（有機農産物の生産行程管理者1件、有機加工食品の生産行程管理者1件、有機農産物の小分け業者2件）、年次調査25件（有機農産物の生産行程管理者7件、有機加工食品の生産行程管理者9件、小分け業者7件、輸入業者2件）の他に追加ほ場が3件でした。

## ■ 有機 JAS 講習会（6/14、23）

6/14に有機加工食品、6/23に有機農産物を対象とした講習会を開催しました。参加者は計7名でした。また、個別講習会を当協会事務所にて（6/21）、出張講習会を大阪（6/1）、京都（6/28）、長崎（7/22）、東京（7/25）にて開催しました。



↑6/23の様子



## ■ 新規事業者紹介



### 野菜の城（愛知県知多郡阿久比町）

有機農産物の生産行程管理者で、個人の生産者です。もともとはシステムエンジニアをされていたそうですが、脱サラで新規就農されました。野菜全般を生産されています。

HP：<http://www.yasai-shiro.com/index.html>

FB：<https://www.facebook.com/kiyoshi.imagawa.963>



### 幸南食糧株式会社（大阪府松原市）

有機農産物の小分け業者で、精米をされています。その出荷量は大阪府下で第1位だそうです。明るくて清潔な工場で、スタッフの皆さんの元気な挨拶の声が大変印象的でした。

HP：<http://kohnan.co.jp/>

FB：

[https://www.facebook.com/minamisachikohnan?ref=tn\\_tnmn](https://www.facebook.com/minamisachikohnan?ref=tn_tnmn)



## 3. お知らせ

事業者の皆様には、6月23日付でお知らせ文書をメールまたは郵送でお送りさせていただきましたが、内容を確認していただきましたでしょうか。非常に重要度の高いものですので、しっかり確認をお願いします。今回のお知らせは大きく2つあります。

### ■ 資材の適合性判断手順書改定について

有機農産物の生産行程管理者が対象で、外部から調達して、ほ場に投入したり、育苗に使用する肥料及び土壌改良資材について、有機 JAS 規格別表1に適合しているかどうかの判断手順が改訂されました。

- ① 原材料が複数あるもの、また原材料に使われている原材料がさらに複数あるものについては、そのすべてについて製造工程図と、別表1の基準に適合している（天然物由来であること、科学的処理を行っていないこと、組換えDNA由来の原料でないこと）ことの証明書が必要。
- ② 初めて使用する資材については、まず事業者が適合性を確認したうえで、認定機関に確認をとってから使用する。

という上記の2点がポイントです。これは被害者にならないための自衛手段です。

本来は不適合資材が流通・販売されないように、国や都道府県が肥料メーカーへの監督・指導をもっと徹底するべきところだと思いますが、現状はまだその体制が整っていないことから、自分の身は自分で守るしかないということです。

## ■法令改正について

次に、6月1日に公示されたJAS法施行規則の改正についてで、これはすべての事業者が対象です。前述の「資材の適合性判断基準」についてが、「不適合資材によって被害者にならないための自衛手段」であったわけですが、この法令改正は、「それでも被害者になってしまったらどうするか」という観点に基づいて見直されました。ここでのポイントは以下の3つ。

- ① 不適合資材を使用したほ場で収穫された農産物であることが特定できるように、JASマークの下に「認定番号」の記載を義務化する。
- ② またその場合、各種記録書類で確実にトレースできるように、書類の保存期間を生産・製造する食品の賞味期限と整合するように内部規程を改定する（格付規程等の記録書類の保存期間も同様に改定する）。
- ③ さらに、すでに出荷してしまったものについての処置を格付（表示）規程に定める。

そして、この3点の改定期限ですが、

上記①については、当協会の事業者の皆様の場合、すでにほとんどが番号を記載されていますが、一部に記載のないケースがあり、その場合最長 2019年8月までの猶予があります。

②③はいずれも、JAS法では2017年5月31日が期限となっていますが、先日のお知らせでは9月30日をめどに改訂していただくようお願いしています。これは、確実に改定が完了したことを当協会として確認するために早めさせていただいていることをご了承ください。



## 4. 今後の予定など

- ◆ 8月10日(水)：オーガニック大阪世話人会
- ◆ 8月26日(金)：資材講習会(FAMIC主催)
- ◆ 8月31日(水)：理事会
- ◆ 9月5日(月)：判定委員会

8月11日(木)から8月16日(火)は事務局のお盆休みになっております。よろしくお願いいたします。



## 5. 新入事務局員の紹介

今年の5月から事務局にお世話になっていきます岩下綾子です。娘のアトピー性皮膚炎がきっかけで、食事を含む“生活をしていくこと”と“自然環境”の関わりについて意識するようになりました。消費者という立場からだけの視点ではなく、より深く有機農業について勉強していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(大阪府在住、夫、娘、息子の4人家族です)

